

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

中華人民共和国著作権法

(1990年9月7日第7回全国人民代表大会常務委員会第15回会議可決

2001年10月27日第9回全国人民代表大会常務委員会第24回会議《中華人民共和国著作権法の修正に関する決定》に基づき修正)

目次

第一章 総則

第二章 著作権

第一節 著作権者とその権利

第二節 著作権帰属

第三節 権利の保護期間

第四節 権利の制限

第三章 著作権の使用許諾と譲渡契約

第四章 出版・実演・録音録画・放送

第一節 図書・新聞雑誌の出版

第二節 実演

第三節 録音録画

第四節 放送局・テレビ局による放送

第五章 法律責任と執行措置

第六章 附則

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

第一章 総則

第一条 文学、芸術及び科学の作品・作者の著作権並びに著作権に関連する権益を保護し、社会主義に有益な精神文化、物質文明によって作られる作品の創作及び普及を奨励し、社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すために、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 中国の国民、法人又はその他の組織の作品は、発表の有無に拘わらず、本法に基づき著作権を有する。

外国人・無国籍者の作品は、作者の属する国又は居住地の国と中国が締結した協定又は共同参加の国際条約に基づき著作権を有し、本法の保護を受ける。

外国人・無国籍者の作品が最初に中国国内で出版された場合、本法に基づき著作権を有する。

中国が締結していない協定又は共同参加の国際条約の国家の作者並びに無国籍者の作品は、最初に、中国の参加する国際条約の構成員の国が出版するか、構成員の国及び非構成員の国で同時に出版されると、本法の保護を受ける。

第三条 本法でいう作品は、以下に列挙する形式の創作の文学、芸術、及び自然科学、社会科学、工程技術等の作品を含む。

- (一) 文字作品
- (二) 口述作品
- (三) 音楽・演劇・曲芸・舞踏・雑技の芸術作品
- (四) 美術・建築の作品
- (五) 撮影作品
- (六) 映画作品及び映画に類似する制作方法で創作された作品
- (七) 工程設計図・製品設計図・地図・見取図等の図形作品及び模型作品
- (八) コンピュータソフトウェア
- (九) 法律・行政法規に規定されたその他の作品

第四条 法律に基づき出版・頒布が禁止されている作品は、本法の保護を受けない。

著作権者は、憲法及び法律に違反することなく、公共の利益を損することなく、著作権を行使する。

第五条 本法は、以下のものには適用しない。

- (一) 法律・法規、国家機関の決議・決定・命令及びその他の立法・行政・司法的性質の文献、並びに政府による正式な翻訳文
- (二) 時事ニュース
- (三) 暦法、一般的な数表、一般的な記入用紙及び公式

第六条 民間文学芸術作品の著作権保護規則は、国務院が別途規定する。

第七条 国務院著作権行政管理部門は全国の著作権管理業務を主管し、各省・自治区・直轄市の人民政府の著作権行政管理部門はその行政区域の著作権管理業務を主管する。

第八条 著作権者及び著作権に関連する権利者は、著作権集団管理組織に、著作権又は著作権に関連する権利を行使する権利を与えることができる。著作権集団管理組織は、権利を与えられた後、自己の名義で、著作権者及び著作権に関連する権利者として権利を主張し、著作権及び著作権に関連する権利の訴訟及び仲裁活動に当事者として関与することができる。

著作権集団管理組織は、非営利の組織であって、その設立方式、権利義務、著作権ロイ

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

ヤルティの収集と配分、並びにその監督、管理等については、国務院が別途規定する。

第二章 著作権**第一節 著作権者とその権利****第九条** 著作権者は、以下の者を含む。

- (一) 作者
- (二) その他、本法により著作権を有する国民、法人又はその他の組織

第十条 著作権は、下記的人格権及び財産権を含む。

- (一) 発表権、つまり、作品を大衆に対して公にするか否かを決定する権利。
- (二) 署名権、つまり、作者の身分を明示し作品に署名する権利。
- (三) 改訂権、つまり、改訂する、または他人に作品を改訂する権利を与える権利。
- (四) 作品保全権、つまり、作品を保護し歪曲・改竄を受けない権利。
- (五) 複製権、つまり、印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・写真による複製等の方式で作品を1部又は複数製作する権利。
- (六) 発行権、つまり、販売または贈与の方式で公衆へ作品の原本または複製を提供する権利。
- (七) 貸与権、つまり、有償で映画作品及び映画に類似する制作方法で創作された作品並びにコンピュータソフトウェアの一時的な使用の許諾を他人に与える権利。ただし、貸与を主な目的としないコンピュータソフトウェアは除く。
- (八) 展覧権、つまり、美術作品、撮影作品の原本又は複製を公開し陳列する権利。
- (九) 実演権、つまり、作品の実演を公開する、並びに各種手段を用いて作品の実演を放送する権利。
- (十) 放映権、つまり、映写機、スライド等の技術設備によって美術、撮影、映画及び映画の制作に類似する方法で創作された作品を公開し再現する権利。
- (十一) 放送権、つまり、無線方式で作品を公開し放送する或いは伝播させる、及び有線で伝播あるいは中継する方式で公衆へ作品を放送・伝播させる、並びに拡声器或いはその他の符号、音声、画像を伝送する類似の機器で公衆へ作品を放送・伝播させる権利。
- (十二) 情報ネットワーク伝送権、つまり、有線又は無線の方式で公衆へ作品を提供し、公衆が各人の選択した時間及び地点で作品を取得できるようにする権利。
- (十三) 制作権、つまり、映画を制作する、又は映画の制作に類似する方法で作品を媒体に固定させる権利。
- (十四) 改編権、つまり、作品を改変して、独創性を有する新たな作品を創作する権利。
- (十五) 翻訳権、つまり、作品を、ある言語の文章から別の言語の文章へ変換する権利。
- (十六) 編集権、つまり、作品又は作品の一部を選択又は編成することで、新しい作品を編集する権利。
- (十七) 著作権者が有すべきその他の権利。著作権者は、前記第(五)号から第(十七)号までの規定の権利を他人に許諾することができ、さらに、取り決め又は本法に関連する規定に基づき対価を得ることができる。著作権者は、本条第一項第(五)号から第(十七)号までの規定の権利の全部又は一部を譲渡することができ、さらに、取り決め又は本法に関連する規定に基づき対価を得ることができる。

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

第二節 著作権帰属

第十一条 著作権は、本法で規定する場合以外、作者に帰属する。作品を創作した国民が作者となる。

法人またはその他の組織によって主宰された、代表する法人またはその他の組織の意志で創作した、並びに、法人又はその他の組織の責任を負う作品については、法人またはその他の組織が作者とみなされる。

反証がなければ、作品に署名した国民、法人、又はその他の組織を作者とする。

第十二条 既存の作品を改編、翻訳、注釈、整理して制作された作品の著作権は、改編、翻訳、注釈、整理をした者が有する。ただし、著作権を行使するときは、原作品の著作権を侵害してはならない。

第十三条 2人以上の合作により創作された作品の著作権は、合作作者が共同で有する。創作に参加していない者は合作作者になりえない。

合作作品が分割して使用できるものである場合、作者は、各自の創作した部分について、単独で著作権を有する。ただし、著作権を行使するときは、合作作品全体での著作権を侵害してはならない。

第十四条 いくつかの作品、作品の一部又は構成されていない作品のデータ又はその他の資料の編集がその内容の選択又は編成に対して独創性が現れている作品は、編集作品として、その著作権は、編集者が有する。ただし、著作権を行使するときは、原作品の著作権を侵害してはならない。

第十五条 映画作品及び映画の制作に類似する方法で創作された作品の著作権は、映像制作者が有する。ただし、脚本、演出、撮影、作詞、作曲等の作者は、署名権を有するとともに、映像制作者と締結した契約に基づいて対価を得る権利を有する。

映画作品及び映画の制作に類似する方法で創作された作品の脚本、音楽等の単独で使用できる作品の作者は、単独で、その著作権を行使する権利を有する。

第十六条 国民が法人又はその他の組織の業務を行う任務を行う上で創作した作品は職務作品であり、本条第二項の規定を除き、作者が著作権を有する。ただし、法人又はその他の組織は、その業務の範囲内で優先的に使用する権利を有する。作品が完成してから2年以内の間は、単位の同意を経ずに、作者は、単位の使用と同じ方式での作品の使用を第三者に許諾してはならない。

以下のいずれかの事情を有する職務作品は、作者が署名権を有し、著作権のその他の権利は、法人又はその他の組織が有し、法人またはその他の組織は作者に報奨を与えることができる。

(一) 主に法人又はその他の組織の物理的技術条件を利用して創作し、法人又はその他の組織が責任を負う工程設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務作品。

(二) 法律・行政法規の規定する、又は契約により取り決められた著作権を法人又はその他の組織が有する職務作品。

第十七条 委託を受けて創作した作品の著作権の帰属は、委託者と受託者による契約によって取り決められる。契約において明確に取り決められていない又は締結した契約がない場合には、著作権は、受託者に帰属する。

第十八条 美術等の作品原本の所有権の移転は、作品の著作権の移転とはみなさない。ただし、

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

美術作品原本の展覽権は、原本所有者が有する。

第十九条 著作権が国民に帰属する場合、国民の死亡後、本法第十条第一項第（五）号から第（十七）号までの権利は、本法の規定する保護期間内、相続法の規定に基づいて移転する。

著作権が法人又はその他の組織に帰属する場合、法人又はその他の組織の変更、解散後、本法第十条第一項第（五）号から第（十七）号までに規定する権利は、本法規定の保護期間内においては、権利義務を承継した法人又はその他の組織が有する。権利義務を承継する法人又はその他の組織がない場合には、国家がその権利を有する。

第三節 権利の保護期間

第二十条 作者の署名権、改訂権、作品保全権の保護期間に期限はない。

第二十一条 国民の作品の発表権、本法第十条第一項第（五）号から第（十七）号までに規定する権利の保護期間は、作者が生存している間及びその死亡後 50 年とし、作者死亡後の第 50 年の 12 月 31 日までとする。合作作品の場合、最後に死亡した作者の死亡後の第 50 年の 12 月 31 日までとする。

法人又はその他の組織の作品、著作権（署名権を除く）を法人又はその他の組織が有する職務作品は、その発表権・本法第十条第一項第（五）号から第（十七）号までに規定する権利の保護期間は、50 年とし、作品が最初に発表された後の第 50 年の 12 月 31 日までとする。ただし、作品が創作完成後 50 年以内に発表されていない場合、本法は改めて保護しない。

映画作品及び映画に類似する撮影制作方法で創作された作品・撮影作品については、発表権・本法第十条第一項第（五）号から第（十七）号までに規定する権利の保護期間は、50 年とし、作品が最初に発表された後の第 50 年の 12 月 31 日までとする。ただし、作品が創作完成後 50 年以内に発表されていない場合、本法は改めて保護しない。

第四節 権利の制限

第二十二条 以下の状況で作品を使用する場合、著作権者の許諾を受けなくてもよく、対価を支払わなくてもよい。ただし、作者の氏名、作品の名称を明示し、著作権者が本法に基づき有するその他の権利を侵害してはならない。

- （一）個人の学習、研究又は鑑賞のために、他人の発表済みの作品を使用すること。
- （二）ある作品の紹介、評論、ある問題の説明のために、他人の発表済みの作品を作品中で適切に引用すること。
- （三）時事ニュースの報道のために、新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等の媒体で、発表済みの作品を再現又は引用することが避けられない場合。
- （四）新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等の媒体が、その他の新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等の媒体で既に発表済みの政治、経済、宗教の問題の時事的文章を掲載又は放送すること。ただし、作者が掲載・放送を許諾しないことを言明している場合を除く。
- （五）新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局等の媒体が、公の集会で発表された講演を掲載又は放送すること。ただし、作者が掲載・放送を許諾しないことを言明している場合を除く。
- （六）学校の教室での教育又は科学研究のために、発表済みの作品を翻訳又は少量複製し、教育又は研究者の使用に供すること。ただし、出版・発行をしてはならない。
- （七）国家機関が、公務を執行するために合理的な範囲内で、発表済みの作品を使用す

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません。

ること。

- (八) 図書館、資料館、記念館、博物館、美術館等が、版本を陳列又は保存するために、当該館が収蔵する作品を複製すること。
- (九) 発表済みの作品を無料で実演すること。実演は公衆から費用を徴収せず、また実演者には対価を支払わない。
- (十) 屋外の公共の場所に設置又は陳列された芸術作品について、模写、絵画、撮影、録画を行うこと。
- (十一) 中国国民、法人又はその他の組織が既に発表した中国語の文章で創作された作品を少数民族の言語の文章の作品に翻訳し国内で出版・発行すること。
- (十二) 既に発表済みの作品を点字に改めて出版すること。

前項の規定は、出版者、実演者、録音録画制作者、放送局、テレビ局の権利の制限に適用される。

第二十三条 九年制義務教育及び国家教育計画の実施のために編纂・出版される教科書は、作者が事前に使用を許諾しないことを言明している場合を除き、著作権者の許諾を受けずに、教科書中に、既に発表済みの作品の一部又は短い文章の作品、音楽作品又は美術作品、撮影作品を編集することができる。ただし、規定に基づく対価を支払い、作者の氏名、作品の名称を明示し、著作権者が本法に基づき有するその他の権利を侵害してはならない。

前項の規定は、出版者、実演者、録音録画制作者、放送局、テレビ局の権利の制限に適用される。

第三章 著作権の使用許諾と譲渡契約

第二十四条 本法の規定が許諾を不要としているものを除き、他人の作品を使用する場合、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。

使用許諾契約は、主に、以下の内容を含む。

- (一) 使用許諾する権利の種類
- (二) 使用許諾する権利が独占使用権か非独占使用権か
- (三) 使用許諾する地域範囲、期間
- (四) 支払授受の規準及び方法
- (五) 違約時の責任
- (六) 取り決めが必要であると双方が認めるその他の内容

第二十五条 本法第十条第一項第(五)号から第(十七)号までに規定する権利の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。

権利譲渡契約は、主に、以下の内容を含む。

- (一) 作品の名称
- (二) 譲渡する権利の種類、地域範囲
- (三) 譲渡価格
- (四) 譲渡価格の支払の日時と方式
- (五) 違約時の責任
- (六) 取り決めが必要であると双方が認めるその他の内容

第二十六条 使用許諾契約及び譲渡契約において著作権者が許諾・譲渡する権利を明確にしていない場合、著作権者の同意を得ずに他方の当事者が行使することはできない。

第二十七条 作品使用についての支払授受規準は、当事者が取り決めることができ、また、国

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

務院著作権行政管理部門が関連部門と共同で制定した支払授受規準に従って対価の支払いを行うようにしてもよい。当事者の取り決めが不明確な場合、国务院著作権行政管理部門が関連部門と共同で制定した支払授受規準に従って対価を支払う。

第二十八条 出版社、実演者、録音録画制作者、放送局、テレビ局等が本法の関連規定に従って他人の作品を使用する場合、作者の署名権、改訂権、作品保全権、及び対価を得る権利を侵害してはならない。

第四章 出版・実演・録音録画・放送**第一節 図書・新聞雑誌の出版**

第二十九条 図書出版者が図書を出版する場合、著作権者と出版契約を締結し、対価を支払わなければならない。

第三十条 図書出版者が著作権者に対して対価を支払い出版した作品については、契約の取り決めによる独占的な出版権に基づき法律の保護を受け、他人は当該作品を出版することができない。

第三十一条 著作権者は、契約の取り決めによる期限までに作品を引き渡さなければならない。図書出版者は、契約で取り決めた出版内容、期限に従って図書を出版しなければならない。

図書出版者は、契約で取り決めた期限までに出版しなかった場合、本法第五十三条の規定に基づき、民事責任を負わなければならない。図書出版者は、作品を増刷、再版する場合、著作権者に通知し対価を支払わなければならない。図書の品切れ後に図書出版者が増刷、再版を拒否した場合、著作権者は契約を解除する権利を有する。

第三十二条 著作権者は、新聞社、定期刊行物の会社へ投稿した場合、原稿送付日から 15 日以内に新聞社による掲載決定の通知を受け取らない、また原稿送付日から 30 日以内に定期刊行物の会社による掲載決定の通知を受け取らない場合、同一の作品を他の新聞社、定期刊行物の会社へ投稿することができる。ただし、双方が別途取り決めをした場合を除く。

作品の掲載後、著作権者が転載・摘要作成を認めない旨を言明している場合を除き、その他の新聞・刊行物は、転載、又は摘要・資料としての掲載をすることができる。ただし、規定に基づき著作権者に対価を支払わなければならない。

第三十三条 図書出版者は、作者の許諾を受けて、作品を改訂したり簡潔にすることができる。新聞社、定期刊行物の会社は、作品を文字レベルで改訂したり簡潔にすることができる。内容に対する改訂は、作者の許諾を受けなければならない。

第三十四条 既存の作品を改編、翻訳、注釈、整理、編集して制作された作品を出版する場合、改編、翻訳、注釈、整理、編集の作品の著作権者及び原作品の著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

第三十五条 出版社は、出版した図書・定期刊行物のデザインを他人が使用することを許諾又は禁止する権利を有する。

前項に規定する権利の保護期間は 10 年とし、当該デザインを使用した図書・定期刊行物が最初に出版された後の第 10 年の 12 月 31 日までとする。

第二節 実演

第三十六条 他人の作品を使用して公演する場合、実演者（俳優、公演単位）は著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。公演組織者が組織的に公演する場合、その組織者が著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

既存の作品を改編、翻訳、注釈、整理して作成した作品を使用して公演を行う場合、改編、翻訳、注釈、整理の作品の著作権者及び原作品の著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

第三十七条 実演者は、実演について以下の権利を有する。

- (一) 実演者の身分を明示すること。
- (二) 実演イメージを歪曲されずに保護されること。
- (三) 現場の実演を現場から生放送及び公開して伝送すること他人に許諾し、対価を得ること。
- (四) 録音録画を他人に許諾し、対価を得ること。
- (五) 実演の録音録画を記録した製品を複製、発行することを他人に許諾し、対価を得ること。
- (六) 情報ネットワークを通じて公衆へ実演を伝播させることを他人に許諾し、対価を得ること。

許諾を受けた者は、前項第(三)号から第(六)号までに規定する方式で作品を使用する場合、さらに、著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

第三十八条 本法第三十七条第一項第(一)号、第(二)号に規定する権利の保護期間に制限はない。

本法第三十七条第一項第(三)号から第(六)号までに規定する権利の保護期間は50年とし、実演が行われた後の第50年の12月31日までとする。

第三節 録音録画

第三十九条 録音録画制作者は、他人の作品を使用して録音録画製品を制作する場合、著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

録音録画制作者は、既存の作品を改編、翻訳、注釈、整理して作成した作品を使用する場合、改編、翻訳、注釈、整理の作品の著作権者及び原作品の著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

録音制作者は、他人が合法的に音楽作品として制作した録音製品を使用して録音製品を制作する場合、著作権者の許諾を受けなくてもよい。ただし、規定に基づき対価を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しないことを言明している場合には使用することはできない。

第四十条 録音録画制作者は、録音録画製品を制作する場合、実演者と契約を締結し対価を支払わなければならない。

第四十一条 録音録画制作者は、制作した録音録画製品について、複製、発行、貸与、情報ネットワークを介しての公衆へ伝播を許諾し対価を得る権利を有する。権利の保護期間は50年とし、製品が最初に完成した後の第50年の12月31日までとする。

許諾を受けた者は、録音録画製品につき複製、発行、情報ネットワークを介しての公衆へ伝播を行う場合、さらに、著作権者・実演者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

第四節 放送局・テレビ局による放送

第四十二条 放送局・テレビ局は、他人の未発表の作品を放送する場合、著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

放送局・テレビ局は、他人の発表済みの作品を放送する場合、著作権者の許諾を受けな

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

くてもよい。ただし、対価を支払わなければならない。

第四十三条 放送局・テレビ局は、出版済みの録音製品を放送する場合、著作権者の許諾を受けなくてもよい。ただし、対価を支払わなければならない。当事者が別途取り決めている場合を除く。具体的な規則は国务院が規定する。

第四十四条 放送局・テレビ局は、許諾を受けない以下の行為を禁止する権利を有する。

- (一) 放送番組を中継すること。
- (二) 放送番組を音声・画像の媒体に記録すること、並びに音声・画像の媒体を複製すること。

前項に規定する権利の保護期間は50年とし、番組が最初に放送された後の第50年の12月31日までとする。

第四十五条 テレビ局は、他人の映画作品及び映画の制作に類似する方法で創作された作品、録画作品を放送する場合、映像制作者又は録画制作者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。他人の録画製品を放送する場合、さらに、著作権者の許諾を受け、対価を支払わなければならない。

第五章 法律責任と執行措置

第四十六条 以下の侵害行為がある場合、状況に応じて、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない。

- (一) 著作権者の許諾を受けずに、作品を発表すること。
- (二) 合作作者の許諾を受けずに、他人と合作で創作した作品を、自己が単独で創作した作品として発表すること。
- (三) 創作に参加していないのに、名誉と利益を獲得しようとして他人の作品に署名すること。
- (四) 他人の作品を歪曲、改竄すること。
- (五) 他人の作品を剽窃すること。
- (六) 著作権者の許諾を受けずに、展覧、映画の制作及び映画の制作に類似する方法に作品を使用したり、改編、翻訳、注釈などの方式で作品を使用すること。本法で別途規定する場合を除く。
- (七) 他人の作品を使用し、支払うべき対価を支払わないこと。
- (八) 映画作品及び映画の制作に類似する方法で創作された作品・コンピュータソフトウェア・録音録画製品の著作権者又は著作権に関連する権利者の許諾を受けずに、作品又は録音録画製品を貸与すること。本法で別途規定する場合を除く。
- (九) 出版者の許諾を受けずに、出版された図書、定期刊行物のデザインを使用すること。
- (十) 実演者の許諾を受けずに、現場の実演を現場から生放送及び公開して伝送したり、記録すること。
- (十一) その他の、著作権及び著作権に関連する権利を侵害する行為。

第四十七条 以下の侵害行為がある場合、状況に応じて、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益が損害を受けている場合には、著作権行政管理部門は、侵害行為の停止、不法所得の没収、侵害複製品の没収・廃棄を命ずることができ、罰金を科すことができる。事情が深刻である場合には、著作権

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません。

行政管理部門は、さらに、侵害複製品の制作に主に使用する資料、工具、設備等を没収することができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任が追求される。

- (一) 著作権者の許諾を受けずに、作品の複製、発行、実演、放映、放送、編集、情報ネットワークを介しての公衆への伝播をすること。本法で別途規定する場合を除く。
- (二) 他人が独占出版権を有する図書を出版すること。
- (三) 実演者の許諾を受けずに、実演が記録された録音録画製品を複製、発行したり、情報ネットワークを通じて公衆へ実演を伝播すること。本法で別途規定する場合を除く。
- (四) 録音録画制作者の許諾を受けずに、録音録画製品を複製、発行したり、情報ネットワークを通じて公衆へ伝播すること。本法で別途規定する場合を除く。
- (五) 許諾を受けずに、番組を放送、複製すること。本法で別途規定する場合を除く。
- (六) 著作権者又は著作権に関連する権利者の許諾を受けずに、権利者が作品、録音録画製品等に対して採用している著作権又は著作権に関連する権利を保護する技術措置を故意に迂回又は破壊すること。法律、行政法規で別途規定する場合を除く。
- (七) 著作権者又は著作権に関連する権利者の許諾を受けずに、作品、録音録画製品等の権利管理電子情報を故意に削除又は改変すること。法律、行政法規で別途規定する場合を除く。
- (八) 他人の署名を詐称する作品を制作、販売すること。

第四十八条 著作権又は著作権に関連する権利を侵害した場合、侵害者は、権利者の実際の損失に基づき賠償を行わなければならない。実際の損失の計算が困難である場合、侵害者の不法所得に基づき賠償を行うことができる。賠償額には、さらに、権利者が権利侵害の阻止のために支出した合理的な費用を含める。

権利者の実際の損失又は侵害者の不法所得を確定することができない場合には、人民法院が権利侵害行為の事情に基づいて 50 万元以下の賠償判決を下す。

第四十九条 著作権者又は著作権に関連する権利者は、他人が権利侵害行為を実施している又は実施しようとしていることを証明する証拠を有し、合法的な権益が補償されがたい損害を被る可能性をただちに排除できない場合、起訴の前に、関連行為の停止及び財産の保全措置を命ずるようには人民法院に対して請求することができる。

人民法院は、前項の請求を処理する際に、《中華人民共和國民事訴訟法》第九十三条から第九十六条まで、及び第九十九条の規定を適用する。

第五十条 侵害行為の停止のために、著作権者又は著作権に関連する権利者は、証拠が消失する可能性があるかあるいは以後の取得が困難である状況下では、起訴の前に人民法院に対して証拠保全を請求することができる。

人民法院は、請求を受領した後、48 時間以内に裁定をしなければならない。裁定が保全措置を採る場合、ただちに執行を開始しなければならない。

人民法院は、請求人に担保を提出することを命令できる。請求人が担保を提出しない場合には、請求は却下される。

申請人が人民法院による保全措置から 15 日以内に起訴しない場合には、人民法院は保全措置を解除しなければならない。

第五十一条 人民法院は、案件を審理する場合、著作権又は著作権に関連する権利の侵害に対

中華人民共和国著作権法

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

して、不法所得、侵害複製品、及び不法活動を行うための財産・物資を没収することができる。

第五十二条 複製品の出版者・制作者が、その出版・制作が合法的に権利を与えられたものであることを証明できない場合、複製品の発行者、又は映画作品又は映画の制作に類似する方法で創作された作品・コンピュータソフトウェア・録音録画製品の複製品の貸与者が、発行・貸与する複製品が合法的な出所を有することを証明できない場合、法律責任を負わなければならない。

第五十三条 当事者は、契約義務を履行しない場合、及び契約義務に符合しない取り決め条件を履行した場合、《中華人民共和国民法通則》、《中華人民共和国契約法》等、関連する法律規定に基づき民事責任を負わなければならない。

第五十四条 著作権紛争は、調停に付すことができ、また、当事者の合意した仲裁合意書又は著作権契約における仲裁条項に基づき、仲裁機構に対し仲裁を申し立てることができる。当事者が仲裁合意書を有さず、また、著作権契約中に仲裁情報を有さない場合、直接、人民法院に起訴することができる。

第五十五条 当事者は、行政処罰に不服がある場合、行政処罰決定書を受領した日から3月以内に人民法院に起訴することができる。期限が満了しても起訴も履行もしない場合、著作権行政管理部門は人民法院に執行を請求することができる。

第六章 附則

第五十六条 本法のいう著作権は版權のことである。

第五十七条 本法第二条のいう出版は、作品の複製、発行を指す。

第五十八条 コンピュータソフトウェア・情報ネットワーク伝送権の保護規則は、國務院が別途規定する。

第五十九条 本法の規定する著作権者及び出版者、実演者、録音録画制作者、放送局、テレビ局の権利は、本法施行日において本法規定の保護期限がまだ過ぎていない場合には、本法に基づき保護される。

本法の施行前に発生した権利侵害又は違約行為は、権利侵害又は違約行為の発生時の関連規定及び制作に基づいて処理される。

第六十条 本法は、1991年6月1日から施行される。